

1 漁業権者の名称及び住所	名 称	上北上川漁業協同組合						
	住 所	岩手郡岩手町大字川口第28地割162番地 1						
2 漁業権の免許番号	内共第19号（北上川上流部）							
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間			
		あゆ	竿釣り（友釣り）	松川との合流点から上流の北上川本支流の免許区域	7月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間			
		やまめ	竿釣り（餌釣り擬餌釣り）	〃	3月1日から9月30日まで			
		いわな	〃	〃	〃			
		うなぎ	置釣り どう	〃	1月1日から12月31日まで			
		うぐい	竿釣り（餌釣り擬餌釣り）	〃	〃			
		こい	竿釣り（餌釣り）	〃	〃			
		ふな	〃	〃	〃			
		かじか	〃	〃	6月1日から9月30日まで			
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。							
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間			
		丹藤川川口頭首工から上流800メートルまでの間の区域			4月1日から6月30日まで			
		丹藤川川口滝地内の滝の上流50メートルの地点から同滝の下流50メートルの地点までの間の区域			1月1日から12月31日まで			
		一方井ダムえん堤下流端から下流500メートルの地点までの間の区域						
	(3) 漁具漁法の制限							
	(4) 全長の制限	名 称			禁止に係る全長			
		やまめ			13センチメートル以下			
いわな			〃					
うなぎ			30センチメートル以下					
うぐい			10センチメートル以下					
こい			15センチメートル以下					
ふな			13センチメートル以下					
かじか			〃					
(5) その他								
4 遊漁料の額及びその納付方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所	
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	竿釣り（友釣り）	1,000円	7,100円	組合事務所及び指定販売所	
			やまめ いわな	竿釣り（餌釣り擬餌釣り）				
			うぐい					
			うなぎ	置釣り どう				
			こい ふな かじか	竿釣り（餌釣り）				
		雑 魚	やまめ いわな	竿釣り（餌釣り擬餌釣り）	700円	6,100円		
		うぐい						
	うなぎ	置釣り どう						
		こい ふな かじか	竿釣り（餌釣り）					
<p>ア 小学生以下は、無料とする。</p> <p>イ 中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者を除き、500円を加算した額とする。</p>								

(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
	全魚種	あゆ	竿釣り (友釣り)	24,000円	21,600円	岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所
		やまめ いわな うぐい	竿釣り (餌釣り 擬餌釣り)			
		うなぎ	置釣り どう			
		こい ふな か じか	竿釣り (餌釣り)			
	雑 魚	やまめ いわな うぐい	竿釣り (餌釣り 擬餌釣り)	17,000円	15,200円	
		うなぎ	置釣り どう			
		こい ふな か じか	竿釣り (餌釣り)			
5 遊漁承認証に関する事項	(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。 (2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。					
6 遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。					
7 漁場監視員に関する事項	(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。 (2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。					
8 違反者に対する措置に関する事項	組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。					